皇室事項

認証官任命式

八月三日午後四時五十分、宮中において、国務大臣野田聖子、同上川陽子、同河野太郎、同林芳正、同齋藤健、同中川雅治、同小野寺五典、同小渕優子、同松山政司、同茂木敏充、同小泉進次郎、同江崎鐵磨、同木原誠二及び内閣官房副長官西村康稔の認証官任命式が行われた。

官庁報告

法　務

再審による無罪判決の公示

ヴィナバショーラフ・アンドレイ・ヴラジーミラヴィッチ（国籍ロシア連邦、自営業、一九六九年一一月一五日生）に対して、平成九年一一月一四日、北海道小樽市内において、けん銃一丁を適合実包と共に携帯した」との事実につき、有罪判決（懲役二年）が確定していたが、再審の結果、犯罪の証明がなかったので、平成二九年三月七日無罪の言渡しをした。

札幌地方裁判所

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成27年９月11日付けをもって指名した者及び当該指名した者の辞任に伴いその後任として指名した者（関係労働者を代表する者各２人及び関係事業主を代表する者各２人）については本年９月10日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年８月８日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、次の⑴又は⑵いずれかに該当するものであること。

⑴　労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

⑵　雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成29年８月17日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105－0011　東京都港区芝公園１－５－32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

(注)１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、鹿児島労働局の関係事業主を代表する者田所泰博の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年８月８日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、鹿児島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成29年８月22日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　鹿児島労働局職業安定部職業安定課

別紙様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

(注)１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

国指定十和田鳥獣保護区十和田特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第４項において準用する同法第28条第６項の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ宮城県仙台市青葉区本町３－２－23仙台第二合同庁舎６階　東北地方環境事務所（電話番号022―722―2876）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成29年８月８日　　環境大臣　中川　雅治

記

１　日時　平成29年８月31日（木）13時00分から15時00分

２　場所　青森県十和田市大字奥入瀬字中平70番地３　十和田市十和田湖支所２階ふるさと会館多目的ホール

３　案件　国指定十和田鳥獣保護区十和田特別保護地区の指定について

国指定化女沼鳥獣保護区化女沼特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第４項において準用する同法第28条第６項の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ宮城県仙台市青葉区本町３－２－23仙台第二合同庁舎６階　東北地方環境事務所（電話番号022―722―2876）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成29年８月８日　　環境大臣　中川　雅治